平成２５年（フ）第４６号
山形県鶴岡市湯田川乙13番地
債務者　株式会社みやご旅館
代表者代表取締役　宮田五郎左ヱ門
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第３４１号
愛知県岡崎市井田西町17番地４
債務者　株式会社総商
代表者代表取締役　木村　安子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後４時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
滋賀県長浜市鐘紡町１番２―1001号
債務者　有限会社クックパレット
代表者代表取締役　吉田　三郎
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前10時
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
奈良市出屋敷町143番地の３
債務者　有限会社山岡教材
代表者代表取締役　山岡　要之
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８３８号
神戸市垂水区南多聞台３丁目６番27号、従前の本店所在地兵庫県明石市桜町４番１号
債務者　株式会社エスエス不動産（旧商号株式会社兼北）
代表者代表取締役　北川己代治
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　葉子
4　破産債権の届出期間　平成25年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目23番３号
債務者　尾上　秀和
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　破産債権の届出期間　平成25年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
北海道登別市富岸町２丁目40―２、住民票上の住所北海道登別市大和町２丁目２番地５
債務者　吉田　和夫
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷159番地21、住民票上の前住所長崎県南松浦郡上五島町青方郷1623番地１
債務者　寶賀　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福元　温子
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１９０号
岡山市中区中井423番地１
債務者　守永　現美
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１３号
山梨県南アルプス市古市場167番地１
債務者　野呂瀬美咲子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻　力也
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
福島県耶麻郡西会津町野沢字下條道南甲１番地１
債務者　長谷川美枝子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川憲太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２０１６号
横浜市港北区箕輪町１―22―５　201、住民票上の住所福島県いわき市平字作町１丁目１番地の８
債務者　大坪　和夫
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　史郎
4　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月15日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
滋賀県長浜市鐘紡町１番２―1001号
債務者　吉田　三郎
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新505
債務者　秋澤　友二
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　破産債権の届出期間　平成25年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月23日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部